

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する

法律の施行期日を定める政令案要綱

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律

(令和六年法律第二十五号)の施行期日は、令和七年四月一日とすること。